

令和 6 年 1 1 月  
藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会

日時：令和 6 年 1 1 月 2 5 日（月）午後 2 時 3 9 分～

場所：本庁舎 5 階 5－1・5－2 会議室

藤 沢 市 農 業 委 員 会

## 藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和6年11月25日（月）、本庁舎5階 5－1・5－2  
会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 番   | 落 合 喜 治 | 1 5 番 | 伊 澤 忠 治 |
| 2 番   | 小 林 正 幸 | 1 6 番 | 井 出 茂 康 |
| 3 番   | 永 野 良 徳 | 1 7 番 | 漆 原 豊 彦 |
| 4 番   | 田 代 恵美子 | 1 8 番 | 北 村 利 夫 |
| 5 番   | 西 山 弘 行 | 1 9 番 | 宮 治 政 彦 |
| 6 番   | 関 根 栄 一 | 2 0 番 | 安 藤 康 彦 |
| 7 番   | 齋 藤 義 治 | 2 2 番 | 澤 野 孝 行 |
| 8 番   | 井 上 哲 夫 | 2 3 番 | 平 川 勝 昌 |
| 9 番   | 上 田 洋 子 | 2 4 番 | 神 崎 享 子 |
| 1 0 番 | 吉 川 誠   | 2 5 番 | 砂 川 耕 介 |
| 1 2 番 | 三 上 健 一 |       |         |
| 1 3 番 | 吉 原 豊   |       |         |
| 1 4 番 | 加 藤 登   |       |         |

欠席委員は、次のとおり

|       |         |       |         |
|-------|---------|-------|---------|
| 1 1 番 | 飯 田 芳 一 | 2 1 番 | 佐 藤 智 哉 |
|-------|---------|-------|---------|

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

|         |     |     |     |
|---------|-----|-----|-----|
| 事 務 局 長 | 幸 田 | 主 幹 | 坂 間 |
| 上 級 主 査 | 山 澤 | 主 査 | 久 保 |

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 49号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 50号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 51号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 52号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 日程第 5 議案第 53号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
- 日程第 6 報告第 16号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 7 議案第 54号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について
- 日程第 8 議案第 55号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 9 報告第 17号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について

開会 午後２時３９分

事務局（幸田事務局長） それでは、大変お待たせをいたしました。定刻を過ぎております。申し訳ありません。ただいまから「藤沢市農業委員会総会」を開催いたします。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数２５名、出席者数２３名でございます。

それでは、初めに齋藤会長から御挨拶をお願いいたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。

委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

また、先日は、関内ホールで行われました「農業委員活動推進大会」ということで、大勢の方に参加をいただきまして、ありがとうございました。

また、そのときに決議をしました２つの議案と申し合わせ書を、先日、神奈川県副知事と県議会の正副議長にお渡しをしましてまいりました。

また、今週の２８日には、国会へ行って国会議員に、それを渡すということでございます。

また、９月、１０月ということで、皆様方には農地パトロールで大変お世話になりました。ありがとうございました。大体無事に終わったようでございます。

地域計画のほうも、藤沢市では大分進んでおりまして、多分皆様方、地域によつては、地域計画の要綱というのが来ているかと思いますが、今後は、この地域計画に沿った土地の貸し借りが行われます。また、その土地の貸し借りが、今までは基盤法という法律で決まっていたんですが、来年の４月からは、全て農地中間管理機構（農地バンク）が行うということでございます。

ですから、農地の貸し借りは、農地法３条と農地バンクの２本立てになります。農地法３条での貸し借りは、多分耕作権等がつくので、今までも、私もあまりやったことがないのですが、その関係で、闇貸しがかなり増えるのではな

いかなということは、ちょっと危惧されております。

そこで、農水省では、いろいろQ & Aを出しておりますが、その中で目ぼしいものを2、3お伝えをします。

例えば今10a当たり、年間米1俵でどうだということで契約をされている方もいらっしゃると思いますが、これが、管理機構になりますと、そういうことは一切できません。全部使用貸借か、あるいは賃貸借でお金を払うということで、これからはやっていきます。

また、使用貸借、ただで貸し借りはできるのかということでございますが、これはできます。ただし、貸主に相続があった場合には、ちょっと変わってきます。賃貸借で借りている場合には、その貸借は続きますが、使用貸借は、地権者が亡くなった時点で終わります。これは、ちょっと注意しておいていただきたいなと思っております。

また、今後、昔の農業公社、そこと手数料が発生をするのですが、この手数料はどのぐらいかということですが、各県によって多少違うようでございますが、0%から1%ぐらいだという話でございます。

それから、今後の利用権、今、利用権を使っている方はどうなるかと言いますと、次の更新時には、全部管理機構に移行するということでございます。

いろいろありますが、そのほかに小さな農地なんかはどうなるのだろうということですが、これは、一応借りることは借りれるようでございますが、いろいろ条件があるようでございます。

また、農業委員会等で再生不能となったところは、貸し付けができないということでございます。

それと、最近、新規就農者の方が大分増えておりますが、新規就農者が借りるにはどうなのかということになりますと、これから、農地中間管理機構が全部管理をしますから、新規就農者は、かなり借りにくくなることは確かでございます。

いろいろ農水省のホームページを見ますと、Q & Aが出ておりますので、興味のある方は、ぜひとも見ていただきたいと思います。

それでは、11月の総会を開会いたします。よろしくご協力をお願い申し上げます。挨拶に代えさせていただきます。

事務局（幸田事務局長） ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定に基づき、齋藤会長に議長をお願いいたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により、4番の田代恵美子委員と10番の吉川 誠委員の御両名をお願いをいたします。

それでは、これより議事に入ります。

日程第1、議案第49号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明させていただきます。

議案書は2ページをお開きください。

地区、六会・長後。番号1。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、亀井野の1筆。地目、議案書記載のとおり。地積、604㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

続きまして、番号２。譲受人、住所氏名、従事者、所有面積、耕作面積、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地は、長後の１筆。地目、議案書記載のとおり。地積、４９５㎡。権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１について意見を求めます。

１３番、吉原委員。

１３番（吉原 豊委員） 飯田さんがお休みのため、代わりに吉原がやります。

資料は１ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、亀井野の「神奈川県中央児童相談所」から、北西に約２００ｍの土地になります。

地区協におきましては、譲受人と面談をいたしました。

譲渡人は、亀井野で、露地野菜の生産等により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、耕作地と隣接する当該農地を新たに取得するとのことです。

申請地につきましては、大根などを栽培する計画です。

地区協の意見としましては、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

８番、井上委員。

８番（井上哲夫委員） 資料は３ページをお開きください。



宮原の1筆。地目、畑。地積、540㎡。内容、所有権移転、駐車場。農用地区域除外日、昭和59年4月20日。農地種別、第3種農地。

続きまして、六会・長後、番号2。譲受人、住所氏名、議案書記載のとおり。譲渡人、住所氏名、議案書記載のとおり。耕作者、住所氏名、同左人。当該農地、長後の1筆。地目、畑。地積、1,038㎡。内容、所有権移転。資材置場及び車両置場。農用地区域除外日、当初より。農地種別、第3種農地になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

10番、吉川委員。

10番（吉川 誠委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地は、「御所見市民センター」から西に約150mの土地になります。

農地の区分は、300m以内に御所見市民センターがあるため、「第3種農地」と判断しました。

譲受人は、不動産業を営んでおります。近隣にある駐車場が利用できなくなることから、新たな駐車場を探しているとの相談があり、申請地が利用予定者の勤務先へのアクセスがよいため、駐車場に転用するものです。

申請地は、北側が雑種地、東側が宅地、西側が畑、南側が道路になっております。

出入口は南側の一部で、西側の土地とは高低差がないため、被害防除を行わず、それ以外は既存の土留め及びコンクリートブロックがありますので、これを利用し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は転圧のみとし、雨水については、敷地内自然浸透処理とします。

地区協において、譲受人と面談し、周辺に残る農地や隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号２について意見を求めます。

８番、井上委員。

８番（井上哲夫委員） 資料は７ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、長後にある「上谷台公園」から西に約３５０mの土地になります。

農地の区分は、前面が建築基準法の道路であり、水道管及び下水道管が埋設されており、近隣には上谷台公園と中原公園があるため、「第３種農地」と判断いたしました。

譲受人は、土木工事業を営んでおり、市内に資材置場を賃借していますが、年末に契約期間満了を迎えるため、代替地を探していたところ、規模的にも都合がよく、本社からのアクセスもよい申請地が適地であると判断したとのこと

です。

申請地は、北側が山林、その他が道路になります。

出入口以外の部分については、単管パイプ及び地上高３mの鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。

敷地内は、採石敷きにして転圧処理し、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、道路や隣接地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導いたしました。

以上であります。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第５０号について、許可することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５０号について、許可することに決定をいたします。

次に移ります

日程第３、議案第５１号「非農地証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「非農地証明願について」、説明させていただきます。

議案書は４ページをお開きください。

地区、御所見・遠藤。番号１。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、用田の１筆。地目、田。地積、２２㎡。内容、平成２５年頃より道路敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成２６年度固定資産評価証明書。農地種別、第２農地。現地確認日、令和６年１１月１５日。

続きまして、番号２。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、遠藤の２筆。地目、いずれも田。地積、合計４９７㎡。内容、昭和６０年頃より駐車場敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成１９年航空写。農地種別、第３種農地。現地確認日、令和６年１１月１１日。

議案書は５ページに移ります。

地区、六会・長後。番号３。申請人、住所氏名、議案書記載のとおり。当該農地、西俣野の４筆。地目、いずれも田。地積、合計１３４．３５㎡。内容、一方が、平成２５年頃より宅地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成２６年度固定資産評価証明書。農地種別、第１種農地。現地確認日、令和６年１１月１１日。もう一方は、平成１８年頃より農産物販売施設敷地として利用し、現在に至る。確認資料は、平成１９年航空写真です。農地種別、第３種農地、現地確認日、令和６年１１月１１日。

次に、地区、藤鶴・村岡・明治。番号４。申請人、住所氏名、議案書記載の

以上です。

18番、北村委員。

以上です。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

15番、伊澤委員。

申請者は、遠藤の土地を、昭和60年頃から駐車場敷地として利用し、現在

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には青木歯科医院と大黒橋小公園があるため、「第３種農地」と判断いたしました。

以上です。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

13番、吉原委員。

農地の区分は、住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設もしくは公益的施設が連たんしており、一団の農地面積が30アールを満たしていないため、第3種農地となります。

いずれも、神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年11月11日に地区の委員と事務局が現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、続きまして、番号４について、意見を求めます。

5番、西山委員。

5 番（西山弘行委員） 資料は、12 ページをお開きください。

本件の申請地は、市道藤沢・石川線にある「唐池」交差点から北西に約150mの土地になります。

申請者は、大庭の土地を、平成10年頃から駐車場敷地として利用し、現在に至っているとのこと。

農地の区分は、前面が建築基準法上の道路であり、水道管及び下水管が埋設されており、近隣には善行小学校と善行北唐池公園があるため、「第3種農地」と判断いたしました。

神奈川県「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針」に規定する非農地の定義を全て満たしており、令和6年11月11日に現地調査を行い、申請どおりであることを確認しております。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、採決をいたします。

議案第 51 号について、承認をすることに御異議はございませんか。

## 「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５１号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第４、議案第５２号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

山澤上級主査。

事務局（山澤上級主査） それでは、「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」を説明します。

議案書は６ページをお開きください。

地区、藤鶴・村岡・明治。番号１。被相続人、住所氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地、柄沢の２筆。地目、議案書記載のとおり。地積、合計２，５０７．４５㎡。区域区分、いずれも生産緑地。相続開始年月日、令和６年２月２６日。経営面積、２，９６８．７６㎡。現地確認日、令和６年１１月１５日。

続きまして、番号２。被相続人、住所氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地、柄沢の１筆。地目、議案書記載のとおり。地積、４６１．３１㎡のうち２４１．７８㎡。区域区分、生産緑地。相続開始年月日、令和６年２月２６日。経営面積、２，９６８．７６㎡。現地確認日、令和６年１１月１５日。

地籍ですが、適用除外部分を除く共有持分になります。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、番号１及び番号２について意見を求めます。

２５番、砂川委員。

２５番（砂川耕介委員） 番号１及び番号２につきましては、令和６年１１月１５日に、事務局職員及び私で現地確認を行いました。

現地の状況は、いずれもブルーベリーを栽培しており、適正に管理されてお

以上です。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

議案第52号について、承認をすることに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５２号について、承認することに決定をいたします。

日程第５、議案第５３号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」を上程いたします。

山澤上級主査。

議案書は、7ページをお開きください。

続きまして、地区、六会・長後。番号2。被相続人、氏名、相続人、住所氏名、議案書記載のとおり。特例農地、長後の10筆。地目、議案書記載のとおり。地積、合計5,968㎡。確認した農地等の利用状況等、地番、地積、利用状況等、議案書記載のとおりです。相続開始年月日、平成16年8月6日。免除予定日、令和7年6月7日。現地確認日、令和6年11月11日。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

10番、吉川 誠委員。

現地の状況ですが、果樹の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

8番、井上委員。

現地の状況ですが、果樹の栽培中であり、全てきれいに肥培管理されておりました。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

議案第５３号について、承認をすることに御異議はございませんか。

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５３号について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第 6、報告第 16 号「農地の貸借の合意解約通知」についてを上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査）　ご説明いたします。議案書は８ページをお開きください。

番号1は、借主の都合より、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

番号2は、第三者が借り受けるため、使用貸借権を合意解約する旨の通知を受けたものです。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、ご質問等がございましたら、お願いをいたします。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

議長（齋藤義治委員）　ないようでございますので、報告第１６号を終了いたします。

次に移ります。

日程第 7、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等の申し出について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書9ページをお開きください。

番号 1 及び番号 2 は、用田を中心に 2 7 8 a を耕作する方の新規借受分及び更新借受分です。新規借受地については野菜を作付けする予定となっております。

番号3は、葛原を中心に343aを耕作する方の更新借受分です。

番号4は、遠藤で58aを耕作する法人の更新借受分です。

続いて10ページになります。

番号５は、打戻や宮原を中心に１２０aを耕作する方の更新借受分です。

番号６は、亀井野を中心に２９５aを耕作する方の更新借受分です。

続いて１１ページです。

番号７は、所有農地の隣地を譲り受け、農地の集団化を図り効率的に経営することから、農業経営基盤強化促進法に基づく所有権移転の申し出がなされたものです。

資料は１３ページをお開きください。

当該地については、藤沢市北消防署長後出張所から北に約１００mの農地になります。

地区協におきまして、本人と面談いたしました。

所有権移転を受ける者は、長後で２９０aを耕作する方で、当該地では、ブドウを栽培していく予定となっております。

番号８から番号１０は、大庭を中心に１１８aを耕作する法人の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について、意見を求めます。

何かございましたら、お願いをいたします。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第５４号について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５４号について、承認をすることに決定をいたします。

次に移ります。

日程第８、議案第５５号「農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法

に基づく農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。

なお、本議案、番号6及び番号7については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらく退席を願います。

(対象委員 退席)

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号6及び番号7について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書13ページをお開きください。

番号6及び番号7は、大庭を中心に388aを耕作する方の更新借受分です。

なお、現地確認を行い、特段問題ございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

議案第55号、番号6及び番号7について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第55号、番号6及び番号7について、承認をすることに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

(対象委員 入室)

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号1から番号5及び番号8から番号9について、事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 議案書は12ページをお開きください。

番号１は、用田を中心に３８１ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では野菜を作付けしていくとのことです。

番号２は、藤沢市において、新たに農業を開始する法人で、資料は１５ページからとなります。

当該地では、ニンジン等を栽培し経営していくとのことです。

御所見・遠藤地区の地区協議会におきまして、本人と面談し、就農計画等について確認しております。

番号３は、遠藤を中心に５７ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

番号４は、遠藤で１０ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、野菜を作付けしていくとのことです。

１３ページになります。

番号５と番号８は、大庭を中心に８２ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では、水稻を作付けしていくとのことです。

１４ページになります。

番号９は、大庭と葛原で６ａを耕作する方の新規借受分で、当該地では水稻を作付けしていくとのことです。

なお、現地確認を行い、特段問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 事務局の説明が終わりました。

それでは、本件について意見を求めます。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、採決をいたします。

それでは、本議案、番号１から番号５及び番号８から番号９について、承認をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第５５号、番号１から番号５及び番号８から

番号9について、承認することに決定をいたします。

次に移ります。

日程第9、報告第17号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず15ページが「農地法第3条の3第1項の規定による届出」でございます。

御所見・遠藤地区が1件、六会・長後地区が1件、藤鵠・村岡・明治地区が1件、合計3件となっております。

続きまして、16ページから17ページまでが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

六会・長後地区が4件、藤鵠・村岡・明治地区が3件、合計7件となっております。

続きまして、18ページから20ページまでが、「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が6件、藤鵠・村岡・明治地区が5件、合計11件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましては、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

— — — — — — — — — — — — — — — —  
— — — — — — — — — — — — — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第17号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事は、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして11月の総会を閉会といたします。

委員の皆様方におかれましては、大変長時間にわたり御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3 時 2 0 分

以上のとおり相違ありません。

議 長 齋 藤 義 治

署名委員 ( 番)

署名委員 ( 番)